

共済加入者サービスについて

遺児入学祝

次に定める共済加入者の遺児で令和3年度に小学校に入学する者。

- ①死亡した（第一級後遺障害を含む）養老・終身・定期生命共済の被共済者を父母とする児童
- ②死亡した（第一級後遺障害を含む）こども共済の契約者を父母とする児童。ただし当該被共済者（こども共済の場合は契約者）の配偶者が再婚しているとき、もしくは遺児が養子縁組されているときは、この対象としない。

なお、助成金については遺児の親族からの申請によるものを対象とする。

注）親族とは6親等内血族・3親等内の姻族をいう。

応急仮設住宅

貸与の要件は次の全てを満たした場合とする。

- ア. J A共済の契約者であること（団体火災契約を除く）建物更生共済および火災共済にあっては被共済者を含む）
- イ. 上記契約者が所有し自己の居住の用に供している住宅が、火災等または自然災害により居住できなくなったとき（原則として損害割合が50%以上のものをいう）
- ウ. 罹災後直ちに住宅の修理・再建築またはこれに代わる建物の建設にとりかかること。
- エ. 原則、被災後30日以内に利用申し込みを行うこと。
- オ. 貸与機関は設置の日から8か月とする。
- カ. その他具体的な手続き等については、仮設住宅の貸与マニュアル（J A用）の内容に基づく。